

厚木市農業次世代人材投資資金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)及び神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年8月3日施行。以下「県要綱」という。)に基づき、本市が新規就農者に対して予算の範囲内において交付する厚木市農業次世代人材投資資金等について、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資金等の種類、交付対象者、額及び交付期間)

第2条 資金等の種類、交付対象者、額及び交付期間は、次の表のとおりとする。

種類	交付対象者	額	交付期間
農業次世代人材投資資金(経営開始型)(以下「資金」という。)	県要綱第6の3に規定する要件を満たす者	県要綱第7の3に規定する額	県要綱第8の3に規定する期間
経営発展支援金(以下「支援金」という。)	県要綱第22の1に規定する要件を満たす者	県要綱第22の3に規定する額	県要綱第22の4に規定する期間

(資金に係る青年等就農計画等の承認申請等)

第3条 資金の交付を受けようとする者(以下「資金申請者」という。)は、青年等就農計画等承認申請書(第1号様式)に青年等就農計画等(青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。))及び農業次世代人材投資資金申請追加資料(第2号様式)を添えて市長に申請し、青年等就農計画等の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について審査し、前条に規定する交付対象者の要件を満たし、経営の開始又は定着を支援する必要があると認めた場合は、青年等就農計画等を承認する。この場合において、審査の結果を、青年等就農計画等審査結果通知書(第3号様式)により資金申請者に通知する。

3 前項の規定による審査に当たっては、関係機関等による面接等を実施するものとする。

(資金に係る青年等就農計画等の変更承認申請等)

第4条 前条第2項の規定による承認を受けた者(以下「計画等承認者」という。)は、青年等就農計画等を変更するときは、あらかじめ、青年等就農計画等変更承認申請書(第4号様式)により申請し、市長の承認を受けるものとする。ただし、追加の設備投資を必要としない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について前条第2項及び第3項の規定による手続に準じて審査し、当該審査の結果を青年等

就農計画等変更審査結果通知書（第5号様式）により計画等承認者に通知する。

（資金の交付申請）

第5条 計画等承認者は、農業次世代人材投資資金交付申請書兼請求書（第6号様式（平成27年2月4日から令和3年3月31日までに青年等就農計画等の承認申請した計画等承認者にあつては、第7号様式））により資金の交付を市長に申請するものとする。

2 前項の規定による交付の申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、交付申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（資金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容について審査し、適当と認めたものについて、資金の額を決定する。この場合において、市長は、資金の交付に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により資金の額を決定したときは、交付決定通知書（第8号様式）により計画等承認者に通知するものとする。この場合において、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

（就農状況報告等）

第7条 前条第2項の規定により資金の交付の決定を受けた者（以下「資金交付決定者」という。）は、資金の交付期間内にあつては毎年1月及び7月の末日までにその直前6箇月の就農状況報告（第9号様式）を、交付期間終了後5年間にあつては毎年1月及び7月の末日までにその直前6箇月の就農状況報告（第10号様式）を市長に提出するものとする。

この場合において、資金の交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第11号様式）を市長に提出するものとする。

2 資金交付決定者は、資金の交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更したときは、住所等変更届（第12号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

（就農状況の確認等）

第8条 市長は、前条第1項の規定により就農状況報告の提出を受けたときは、県要綱第15の3(1)イの規定により、関係機関と連携し、青年等就農計画等に沿って計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、資金交付決定者に対し適切な指導を行うものとする。

（資金交付決定者の中間評価）

第9条 市長は、資金交付決定者による経営開始後3年目が終了した時点で、県要綱第15の3(2)の規定により、当該資金交付決定者の中間評価を実施する。

（資金交付の停止）

第10条 市長は、資金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の交付を停止するものとする。

- (1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定による中間評価によりB評価と判断されたとき。
- (3) 経営開始後4年目以降の交付にあつては、支援金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、県要綱第16の1(3)に該当したとき。

- 2 資金交付決定者は、資金の交付を中止するときは、市長に中止届（第13号様式）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により中止届の提出があった場合又は県要綱第16の2(3)イの規定に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。
- 4 資金交付決定者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止するときは、市長に休止届（第14号様式）を提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により休止届の提出があり、やむを得ないと認めるときは、原則として1年以内に限り、資金の交付を休止するものとする。この場合において、やむを得ないと認められないときは、資金の交付を中止するものとする。
- 6 第4項の規定により休止届を提出した資金交付決定者が就農を再開するときは、経営再開届（第15号様式）を市長に提出するものとする。
- 7 市長は、前項の規定により経営再開届の提出があり、適切に経営することができると思えるときは、資金の交付を再開するものとする。

（資金の返還）

第11条 資金交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合で、病気、災害その他やむを得ない理由があると認められたとき及び第3号に該当する場合で、第9条の規定による中間評価によりB評価とされたときは、この限りでない。

(1) 前条第1項各号（第2号を除く。）又は第5項後段のいずれかに該当した時点が、既に交付した資金の対象期間中であるとき 残りの対象期間の月数分（該当した月を含む。）

(2) 虚偽の申請、報告又は届出を行ったとき又は県要綱第6の2アただし書による交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかったとき 交付した資金の全額

(3) 交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額

2 資金交付決定者は、前項第1号に該当するときは、月単位で資金を返還しなければならない。

（資金の返還免除）

第12条 資金交付決定者は、病気、災害その他やむを得ない理由により資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（第16号様式）により市長に申請するものとする。

（資金の返還免除申請の承認）

第13条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、返還免除審査結果通知書（第17号様式）により申請した資金交付決定者に通知する。

（サポート体制の整備）

第14条 市長は、県要綱第19の1から3までの規定により、関係機関との連携及びサポート体制の整備を行うものとする。

（支援金の申請）

第15条 支援金の交付を受けようとする者（以下「支援金申請者」という。）は、経営発展支援金交付申請書（第18号様式）に経営発展の取組に要する金額を確認することができる見積書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときは、承認し、審査結果を支援金申請者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

3 前項の規定により支援金の交付決定を受けた者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後1箇月以内又は該当事業年度の3月末日のいずれか早い日までに経営発展支援金実績報告書（第19号様式。以下「実績報告書」という。）を提出し、市長の承認を受けるものとする。

4 市長は、前項の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の厚木市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の厚木市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱（第13条第5号を除く。）の適用については、なお従前の例による。ただし、改正後の第13条の第5号についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の厚木市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の厚木市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日改正前の厚木市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき給付を受けている者が、この要綱の改正後に第2条に規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同条の規定の適用を受けるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月12日（決裁日）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の厚木市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。